# 八王子市立第九小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

### 学校のいじめ防止等の基本的な考え方

### 法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法(H25) いじめ防止等のための基本的な方針(H29 改定) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29) 不登校重大事態に係る調査の指針(H28)
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例 (H26) 東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26) 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例 (H29) 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針(R3.2月改定)

# 八王子市立第九小学校 いじめ防止基本方針

#### 〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教員が、「いじめはどの子供にも、どの学級においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応を図り、解決への取り組みを徹底する。

## 〇令和7年度の重点項目

- ・いじめは重大な人権侵害・犯罪行為になり得るとの共通理解の下、「いじめの未然防止に務める学校」、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

# 令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- ○SNSの特徴を理解し、適切に活用する力の向上
- ○児童が主体となった「いじめ防止の取り組み」の推進
- ○いじめ問題の正しい理解に基づいた対応

# いじめの防止等に関する校内体制

### 学校いじめ対策委員会

○開催日 毎週水曜日 13時25分から

○構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC

※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務め

ます。

○役 割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断

校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

# いじめ対応の流れ

- 1 いじめの発見(認知)
- 2 事実の報告
- 3 事実確認と 情報収集及び関係保護者への連絡
- 4 問題状況の把握と指導・ 支援のための校内体制の策定
- 5 関係諸機関との連携

# いじめの防止等に関する教員研修

4月 2日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」

7月18日「重大事態の理解と対応」

1月 7日「いじめへの組織的な対応」

3月19日「情報共有・次年度への引継ぎ」

# いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

#### いじめの防止等に関わる授業

全ての教育活動を通じて子供一人ひとりに対して 自らがいじめについて考え、行動し、いじめ問題に対 応できる力を意図的・計画的に身に付けることがで きるようにする。道徳の授業を通して「友情・信頼」 「親切・思いやり」「規則の尊重」等の項目に関する 授業を行い、考え・議論する。

### SOS の出し方に関する授業

児童が様々な困難やストレスから悩みを抱えた時に身近な大人に相談したり、助けを求めたりすることができるように、SOSの出し方に関する教育を計画的に行う。

各学年の年間計画に位置付け、年間1回以上SO Sの出し方に関する教育を計画・実施する

#### いのちの大切さを共に考える日の取組

7月7日の全校朝会で、「いのちの大切さを共に考える日」の取り組みを実施する。

- ①全校朝会での校長講話を通して、児童の意識向上 を図る。
- ②全学級にて、講話を基に、自身の生活を振り返り「生命尊重」の気持ちを育む。

#### 児童の自己肯定感を高める取組

・魅力ある授業の実現

子供たちにとって分かる授業、互いに認め合い、学 び合う授業などを通して、自己肯定感を育む。

・特別活動での価値付け

当番・係活動、クラブ活動、委員会活動等、自身 の存在意義を確認できる場所を設け、その成長や働 き方を価値付けることで、自己肯定感を高めていく。

### 保護者・地域・関係機関との連携

#### 保護者

- 保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- 学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

### 地域

- 学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の 取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

#### 関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所や SSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。